ＰＦＩ事業に係る実施方針の策定の見通し

令和６年１１月８日
熊　谷　市

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成１１年７月３０日法律第１１７号）第１５条第１項の規定により、下記のとおり、実施方針の策定の見通しについて公表します。これは、PFI 事業の選定における透明性をより一層確保するため、実施方針を定める前の段階において、公共施設等の管理者等が実施方針の策定の見通しを公表するものです。

特定事業の名称：　新熊谷学校給食センター整備事業
期間：　事業契約締結から令和２５年７月末（予定）
概要：　学校給食センターの新設整備、運営業務及び維持管理等
（既存施設の解体撤去、配送校配膳室の改修等を含む）
公共施設等の立地：　熊谷市代・原島地内
実施方針の策定時期：令和６年１１月１８日（月）（予定）
担当：　熊谷市教育委員会　教育総務課　保健給食係
直通電話：　０４８－５２４－１１２２（担当：高橋）
E-mail：　kyoikusomu@city.kumagaya.lg.jp
ホームページ：　https://www.city.kumagaya.lg.jp

※　現地見学会（１１月２２日（金）１３時３０分開始、現センター及び事業用地の見学）を予定しています。詳細は実施方針をご確認ください。（参加申込（１１月２０日締切）が必要です。）